〇一関工業高等専門学校学生会選挙執行細則

(昭和42年4月1日制定)

第1章 総 則

- 第1条 本細則は、一関工業高等専門学校学生会規約に基づき役員、応援団長選挙の場合に適用 される。
- 第2条 本会規約第6条,第16条及び第33条第2項の選挙に関する一切の事柄は,選挙管理 委員会が行う。
- 第3条 選挙管理委員会は、年度当初において評議員で互選された選挙管理委員をもって構成する。
- 第4条 選挙は次の各号の時期に行うものとする。
 - 一 応援団長 4月
 - 二 役 員 12月

第2章 公示等

- 第5条 選挙の公示は、投票日の一週間前までとする。
- 第6条 立候補は、選挙責任者1名を必要とする。ただし、評議員は立候補する場合は、評議委員 の任務を放棄しなければならない。
- 第7条 立候補者は、選挙管理委員会の定める用紙に、選挙責任者1名との連署を得て選挙管理 委員会に届け出なければならない。
- 第8条 立候補者の締め切りは、投票日の3日前とする。
- 2 選挙管理委員会は、立候補者の氏名を投票日の2日前に公示する。

第3章 選挙運動

- 第9条 選挙管理委員会で承認された立候補者は届け出後,投票日前日まで選挙運動をすること ができる。
- 第10条 選挙運動の手段はポスター掲示とし、選挙管理委員会が必要と認めた場合立会演説会 を開くことができる。
- 第11条 ポスター用紙,枚数等については選挙管理委員会が定める。
- 第12条 立会演説会では、立候補者の演説の外、推せん者は応援演説を1名まで認める。

第4章 投票及び開票

- 第13条 投票は各学級で選挙管理委員の管理のもとに行う。
- 第14条 立候補者が定員を越えない場合は、信任投票を行うものとする。
- 第15条 投票用紙の様式は選挙管理委員会が定める。
- 第16条 投票は,本細則第1条の規定に基づく各定員について,無記名連記とする。
- 第17条 開票は投票後即日に選挙責任者立会のもとに選挙管理委員が行う。
- 第18条 次に掲げるものは、これを無効投票とする。
 - 一 正規の投票用紙を用いないもの
 - 二 表現さる以外のことを記載したもの

三 表現が判別できないもの

第19条 本細則第1条に基づく各定員の当選は、有効投票数の多数を得た者のうち上位からとする。なお、信任投票の場合は、有効投票数の過半数の信任が得られたものを当選とする。 第20条 得票数が等しく当選が定まらない場合は、そのものに限り決定投票にて当選を定める。 第21条 開票の結果が判別したときは、直ちに選挙管理委員会が公示しなければならない。

附則

この細則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(平成元年12月26日規則第34号) この細則は、平成元年12月26日から施行する。

附 則(平成5年11月18日規則第11号) この細則は、平成5年11月18日から施行する。

附 則(平成8年5月16日規則第12号) この規約は、平成8年5月16日から施行する。

附則

この細則は、平成27年12月10日から施行する。